

第15節 給水計画

第1項 給水計画

第1項 給水計画

《 基本方針 》

市は独自の給水計画を樹立し、市内全域の飲料水を得ることができない被災者に対し飲料水の確保を図るよう努めるとともに、1日1人あたり最低必要量3リットル/日の水を確保できない場合は、県、周辺市町に速やかに応援を要請し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

1. 給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

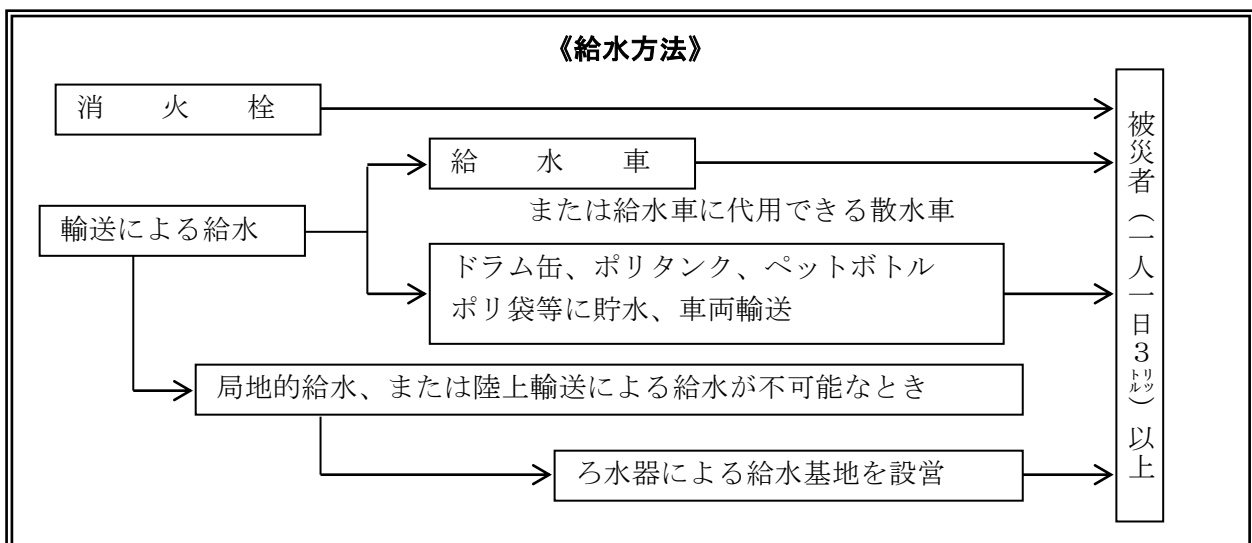
- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

2. 対象者

災害のため水道及び井戸等から飲料水を得ることができない者。

3. 給水方法

- (1) あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。



- (2) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

※ろ水器による場合は、まず現地において適当な水源を必要とする。

この場合、地表面から水面まで約4m以下位の井戸が適している。

(ポンプのサクシヨンの都合上)

※事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダー等で消毒し、井戸替えを行った後、外観等に異常なく、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い給水を始める。

4. 応急給水用資機材の確保

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
 (2) 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町及び県に応援を要請する。

【資料編*1 参照】

《給水の実施基準》

給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル	飲料水のみ
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ.＋洗濯用水
エ. ウ. の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ.＋入浴用水

5. 給水の実施

- (1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。
 (2) その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

*1 ● 資料 3.15.1 「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」